

報第40号

専決処分報告について

(市立中学校における部活動中の車両物損事故による和解及び損害賠償額の決定について)

市立中学校における部活動中の車両物損事故による和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和5年(2023年)12月5日提出

柏崎市長 櫻井雅浩

専第15号

市立中学校における部活動中の車両物損事故による和解
及び損害賠償額の決定について

市立中学校において部活動中に発生した自動車に対する物損事故に
関し、下記のとおり和解し、損害賠償額を定めるものとする。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規
定により専決処分する。

令和5年（2023年）10月11日

柏崎市長 櫻井雅浩

記

| 相手方の住所及び氏名 | 和解条件 | 損害賠償額 |
|------------|---|--------------|
| （記載削除） | 柏崎市は、相手方の自動車の被害総額（118,162円）のうち、10パーセント相当額を損害賠償額として相手方に支払うものとする。 | 円 118,162 |